

令和3年度高知県人権尊重の社会づくり協議会 議事録（概要）

1 開催日時 令和3年11月15日（月） 10時00分～11時45分

2 開催場所 高知会館2階「白鳳」

3 参加者 （関係行政機関の職員）

菅谷 和彦 委員

戸梶 眞幸 委員

西村 愛子 委員

（学識経験者）

井奥 和男 委員【会長】

稲田 知江子 委員【副会長】

上田 真弓 委員

内田 洋子 委員

岡谷 英明 委員

岡上 裕 委員

加藤 秋美 委員

篠森 敬三 委員

杉本 園子 委員

杉本 雅敏 委員

長澤 紀美子 委員

BURGOINE SEAN WILLIAM 委員

半田 久米夫 委員

藤岡 宏健 委員

（高知県）

西村 光寿 子ども・福祉政策部副部長

石邑 忠雄 人権・男女共同参画課長

池上 隆章 危機管理・防災課長

山本 貴子 健康対策課課長補佐

竹村 裕子 地域福祉政策課地域福祉推進チーム長

上坪 敦哉 高齢者福祉課課長補佐

西野 美香 障害福祉課長

山岡 正文 障害保健支援課長

泉 千恵 子ども・子育て支援課長

江口 悟 国際交流課長
高橋 敦子 県民生活課長
甲藤 美江 雇用労働政策課課長補佐
飯田 泰明 人権教育・児童生徒課長
門田 登志和 (公財) 高知県人権啓発センター理事長

4 議 事

- (1) 会長の選任
- (2) 議事録署名人の選任
- (3) 「高知県の人権について」
- (4) 「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」の令和2年度実績について
- (5) 「人権に関する県民意識調査」の実施について

5 内 容

- ・開会
- ・挨拶 子ども・福祉政策部副部長
- ・新任委員の紹介及び欠席委員の報告
- ・会議成立の報告

議事(1): 会長の選任

(副会長)

高知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項で、「協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ、委員の互選によって定める。」となっている。会長の立候補、推薦はないか。

(委員)

事務局案があれば提案いただきたい。

(副会長)

事務局から提案いただいてもよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局)

会長を井奥委員ににお願いしたい。

(副会長)

事務局から会長として井奥委員が提案されたが、異議ないか。

(「異議なし」 の声あり)

(副会長)

井奥委員を会長と決する。

(議事進行を会長に移行)

議事(2)：議事録署名人の選任

(会長)

慣例により、私から指名させていただいてよろしいか。

(「異議なし」 の声あり)

(会長)

西村委員、長澤委員にお願いする。

議事(3)「高知県の人権について」

(4)「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」の令和2年度実績について

(会長)

「高知県の人権について」と「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」の令和2年度実績については、課題の現状把握とその取組状況であり関連するため、事務局から併せて説明をお願いする。

(事務局)

- ・議事(3)及び(4)を資料1及び資料2で説明。

(会長)

以上の説明について質問、意見はないか。

(委員)

- ・人権課題の講演を聞く際に、今までは全部リアルであったが、コロナ渦でリモートに変わりつつある。我々の仕事もどんどんリモートに変わってきている。

研修などについて、リモートであればどこでも参加することができる。参集型も大事であり、効果も高いと思うが、デジタル化社会が進むなかで、リモート配信の手法についても工夫して進めていただきたい。

(事務局)

参集型の研修は大事だと思っているが、遠方の方は参加しづらいところもあり、オンラインならば参加しやすいというメリットもある。二つの方法を併用しつつ意識が高まるような形で進めていきたい。オンデマンドについては講師の権利関係があるため、調整しながらできる範囲で進めていきたい。

(委員)

- ・人権感覚を養っていくためには、人と人との触れあいの中から身につけていくことが必要だ。
- ・私自身は現場主義で、人と会う中で人権感覚を身につけてきた経験もある。
- ・IT社会となり、だんだん人間の大事な感性、感覚が失われていくことを危惧している。これからのIT社会の中で、人権感覚、痛みや悲しみをいかに身につけさせていくかが、教育上の大きな課題ではないか。
- ・今後そうした課題をどう解決していくのか。良い解決策があれば伺いたい。

(会長)

委員からの提案は今後大きな問題になるかと思うが、他の委員の皆さまの中で意見はあるか。事務局からはどうか。

(事務局)

感性は、人と触れ合っていく中で育っていくものが大きいと感じている。若い方はインターネット社会の中で人間関係を作りながら育っている方も多いのではないと思うが、若い学生の方と接する機会の多い委員にご意見を頂ければ。

(委員)

- ・大学生の中には、組織に帰属したくないという意識から、対面をあまり好まない学生もいる。
- ・昨今の子は、情報収集を非常に重視しており、Google等を利用している。
- ・人権に関する必要な情報がインターネット上から得ることができれば、対面相談につながっていく一つの入り口として効果があると思う。
- ・また、例えば人権啓発の講演会を録画して、いつでも誰でも視聴できるようにすれば、人権に関する取組を知るきっかけづくりとして、広く県民への問

題提起となるのではないか。

(会長)

人権教育、オンラインについての意見をいただいたが、学校現場ではどのように取り組んでいるか教えていただけないか。

(人権教育・児童生徒課)

- ・現在学校では、人権に特化した授業は教育課程の中にはないが、人権教育主任を中心に、すべての教育活動の中で、計画を立てて人権教育を行っている。
- ・デジタル化については、子どもたちに一人1台のタブレットを配付し、それを活用した授業を実施している。授業に入りづらい子どもたちがタブレットを使って参加することもできる。今後も人権教育を子どもたちの間に普及していきたい。

(委員)

- ・人権尊重の社会づくり協議会にも、若い人の意見や感性を取り入れ、それを人権施策に活かしていくためにも、若い委員を入れると良いのではないか。
- ・人権というと、とっつきにくくて自分には無縁だと思っている人が非常に多いので、もっと身近に捉えられるようにする必要があり、そのためには教育も大事だし、若い方の意見を取り入れていくことも大事だと思う。

(事務局)

次期の委員についてはすでに手続き中であるので、若い世代の委員については今後の検討課題とさせていただく。

(委員)

- ・性的指向や性自認については、むしろ若い学生の方が私たちの世代よりよく知っており、18歳から24歳くらいのZ世代では、自分事として捉えた人権課題には一生懸命取り組むので、若者につないでいくことが大切だと思う。
- ・資料1の48ページのところで、令和2年度にソールで13件の性的指向・性自認に関する相談対応をしたとあるが、相談対応の質を高めるために専門職員の研修を行っているか。全国でも性的指向・性自認に関する専門相談窓口が開設されているが、どう広げてより良い相談窓口としていくか議論している自治体もある。
- ・性的指向・性自認は誰もが持っている属性であり、法務省も「性的指向や性自認に基づく」という表現になっている。資料1の48ページのところで、「性的指向・性自認に対する」という文言を「性的指向・性自認に基づく」に修

正すべきではないか。

(事務局)

- ・性的指向・性自認に関する相談については、当事者団体の方に相談を受けていただく体制を試行している。その試行結果を踏まえソーレと検討していきたい。
- ・ホームページに掲載している「高知県の人権について」を、この会議終了後に「性的指向・性自認に基づく」に修正をさせていただく。

(委員)

- ・人権教育について、学校ではしっかりやっているといると思うが、家では親の考え方に影響を受けることもある。人権について、PTAを通じて親にもきちんと伝えていくということが教育効果を高めていくことにもつながる。
- ・この協議会の委員について、若い方も委員にという意見があったが、高齢の委員も若い委員も両方必要だと思う。それぞれの立場、経験で意見を出し合う、理解し合うことが大切なので、この協議会に若い委員が入っていただくことは良いことだと思う。

(委員)

- ・性的指向・性自認も含めて、性教育を保育園、幼稚園のころから取り組んでいただきたい。性教育は命を大切に教育であり人権教育そのものだと思う。
- ・就学前から性的虐待の被害なども起こっており、小学、中学、高校で子ども同士の被害もある。本当に命は大事。生物学的な命も、心の命も、全人的な命が大事ということにつながるので、保護者と一緒に学校が取り組むことができないか。

(人権教育・児童生徒課)

- ・学校と家庭が一緒になって子どもたちを教育していくことが大切だ。
- ・人権教育についても、保護者、PTAに対し研修の実施を促し、また助言も行っている。
- ・性教育は非常に大事な教育であるので、性教育に関するガイドブックも作成しており、それを活用し、各学年で段階的に取り組んでいけるよう体制を整えているところ。

(委員)

- ・こうち被害者支援センターで扱っている内容の約7割が性被害である。学校現場での被害も多く上がってきている。また監護者による性被害というものもあり、何度も繰り返されるという現状がある。
- ・性教育の指導について、しっかりやっていくためには人材育成が大事だ。指導ができる人を育てるには、時間や経験も必要になる。PTA、教職員の中でも合意形成がスムーズにできていないのではないか。小学、中学、高校含めて、学校現場での性教育について積極的に取り組んでいただきたい。

(会長)

- ・いただいた意見を参考に、今後の取組にいかしていただきたい。

(委員)

- ・高知県ではベトナム人、中国人の外国人技能実習生が多い。海外のマスメディアでは技能実習生に対して労働基準法が守られていないことが報道されている。
- ・高知県外国人相談センターでは、雇用と労働に関する相談が多いようだが、高知県では、技能実習生に対して労働基準法が守られるような対策や方法について取組を行っているか。
- ・また、高知県外国人相談センター以外で情報がもらえるところはあるか。

(会長)

高知労働局から来ていただいている西村委員で、何か把握されていることがあればお話しいただけないか。

(委員)

申し訳ない。労働局の中の労働基準監督署が所管する内容なので、把握はしていない。そういったご相談があれば取り締まりなどの権限もあるので対応していくことになる。

(国際交流課)

- ・直近データでは県内に技能実習生は約2,200人おり、ここ5年間で急増している。技能実習生の受け入れ団体である中小企業団体中央会が、受け入れに関してトラブルがないように、話をしながらより良い環境で受け入れできるよう進めている。
- ・外国人の方から外国人相談センターに寄せられる相談の中で、雇用労働に関する相談が非常に多いというデータが出ている。一方で、事業主からの相談も多いという。そのようなトラブルがないように、中小企業団体中央会など

から話を聞きながら、改善に努めている。

(会長)

福祉の分野では、しっかり協定のなかでやっているの、雇用労働の面では比較的スムーズにしていると思うが、業態によっては、色々トラブルが発生しているとも聞く。

(委員)

- ・人権施策基本方針と本日の資料である状況報告、P D C Aについて、非常に精密に作られているが、第6章の体系表も見ながらでないといけないし、腹に入らない。
- ・様々な人権に関する問題に対応するために、施策の展開という体系化だけではなく、県民の皆さんにとっての体系化のような、縦軸に年齢、横軸に人権問題を記載して、その隣に相談できる機関、人も記載し、さらにその隣に県の施策としてそういう人たちサポートしていく部局を書き、下から上まで年齢ごとに見られるようにマッピングできると良い。
- ・そうすることで、自分のこととして人権を考えることにつながる。結婚したら、子どもができたら、両親が高齢になったら、L G B Tの友達がいたら、といったケースも人権施策が体系的にまとめられていれば、ずっと理解ができるのではないかな。自分や家族、友人などが人権の相談をしたい際にも、どこに相談すれば良いのかマッピングの中で見られれば安心につながる。

(会長)

年齢を中心に捉えた施策の見せ方の工夫というご提案だと思うので、事務局の方で意見の趣旨を踏まえた検討をしていただきたい。

(委員)

- ・今年、オリンピック、パラリンピックがあり、高知の選手も活躍をされて、人権にとってとてもチャンスだと思っている。SDG sの切り口は人権や平和であるが、人権とは、となると人は引いてしまう。以前学校に障害者差別の人権講演に行ったとき、参観日であったがP T Aはほとんど帰ってしまったことがある。P T Aの皆さんに興味をもってもらうことに先生方も苦労されていると思う。最終的には、人を大事にするということがゴールであるし、命を大切にということをうまくつないでいきたい。日頃現場で働いていて、一番に感じるのは自分の体を守ること。そのことを誰に伝えていくかと考えたとき、やはり子どもだと思う。自分の体、命を守る、体に良い食事や性教育のこともそうだし、子どもに伝えると家族にも広がっていくのでは

と考えている。

子どもの時は体が柔らかいので、転んでもぶつかっても怪我しないが、40代くらいから転んだりすると、首を怪我したりする。体を柔らかく保つということが子どもたちには必要だ。体をどのように柔らかく保っていくか、そのような伝え方を子ども達にしていくと良いのかなと考えている。

色んな形で人権について伝えていきたいと思う。

(会長)

SDGsについても話があったが、ニュースや新聞で必ず目にする社会の課題解決につながる目標になっている。事務局の方で参考にしていただきたい。では、議事(5)について事務局から説明をお願いします。

議事(5):「人権に関する県民意識調査」の実施について

(事務局)

- ・議事(5)を資料3-1、3-2、3-3で説明。

(事務局)

- ・本日欠席の委員から、議事(5)について事前に3つのご意見をいただいているので紹介させていただく。
- ・同和問題の設問について、同和問題を知らない若い世代も多いと思うが、調査をすることで同和問題を知ることになり、逆効果になるのではないか、というご意見。
- ・災害と人権に関する設問について、資料3-2の12ページ、問11-1に「DVや児童虐待が増加する」という選択肢を追加してはどうか、というご意見。
- ・経年変化を見ることも大事だが、毎回同じ設問ではなく、もっと新しい設問を作ってはどうか、というご意見。
- ・これらのご意見に対する事務局の考えとして、一つ目については、同和問題について正しく理解していないがゆえに、インターネット上にあふれる不正確な情報に接することで差別的思考を持ってしまうことが最近の課題として指摘されている。委員が懸念されるような意見がこれまでもあったことから、資料3-3の7ページにあるように、同和地区について注意書きを付して調査を行うこととしている。同和問題の解決に向けて研修、啓発を行っていくうえで、現状を把握していくことが重要であり、これらの設問については引き続き調査していく必要があると考えている。
- ・二つ目については、委員の指摘のとおり、災害時などの非常時にはDVや性暴力、児童虐待といったことが懸念されると言われているため、「DVや性暴力、児童虐待などの被害が悪化する」という選択肢を追加してはどうかと考え

ている。

- ・三つ目については、同じ設問ばかりではなく新しいものをというご意見について、基本的には前回の設問を踏襲する形にしているが、前回の設問を精査し、前回から3問を削除、同和問題、新型コロナウイルス、性的指向・性自認の関係で合計7問を追加し、合計42問となっている。県民の意識を継続的に把握していくことが大事であり、大胆な変更は難しいと考えているが、社会情勢等も踏まえ一定の見直しをさせていただいている。
- ・以上、これらのことも含め、委員の皆様からご意見をいただきたい。

(委員)

- ・資料3-2、2ページの間1-4の副問1の選択肢について、セクハラとパワハラを一つの選択肢に統合することのだが、実際にそれがセクハラだったのかパワハラだったのか、あるいは両方の側面があったのか確認できる設問はあるのか。セクハラは性暴力の一つなので、きちんと分けて回答を得る必要があると思う。実際の被害体験を確認する貴重なデータなので、セクハラ、パワハラ、あるいは重複する場合とがわかる回答の選択にさせていただきたい。
- ・質問だが、災害時避難所などで性暴力が増えることは、東日本震災を始め多くの災害時のデータで書かれている。これは災害と人権、女性の人権という二つの人権課題が複合的に合わさった差別だと思う。このような複合的な差別問題を確認できるような設問を増やしていただけたらと思う。
例えば、障害を持った女性が無人駅で車椅子の乗車拒否をされた、ということインターネットで報告したら、ネット上で非常に炎上して、本当は歩けるのではないかとといったような誹謗中傷をされた事例がある。これは、障害者、女性、インターネットという三つの人権課題が合わさった問題だと思う。そのように、一つの窓口であっても他の人権課題が重なっている差別があるという視点で、調査票を考えていただけたらと思う。

(事務局)

- ・検討した際に、マタハラやモラハラなど様々なハラスメントがあるという話が内部でなされて、これらのすべての選択肢を作ることは難しいと考え、ハラスメントという形にまとめる案とした。
- ・セクハラ、パワハラがそれぞれどれくらいあるのか数字でわかるようにということであれば、元に戻すことを検討したい。例えばマタニティハラスメントなども追加する必要があるか、ご意見をいただきたい。
- ・災害時の女性に対する性暴力やDVについては、委員の言われるとおり女性に関する課題ということもそのとおりだと思うが、複数の人権課題にまたが

る部分についてどう聞くか、というところに非常に難しさを感じている。特に災害時にDVや性暴力の被害が悪化することが懸念される、ということの設問を追加したいと考えている。

(委員)

- ・複数の人権課題にまたがる設問については、確かに聞き方が難しいかと思う。検討し、何か意見があれば県にお伝えしたい。
- ・セクハラとマタニティ、妊娠や出産を理由とする差別や偏見については、均等法で事業所に防止措置義務があり、原則として禁止されている行為。一方で、パワハラ防止法は2022年4月から全事業所に施行されると思うので、法律が異なるものは分けて調査していただければと思う。

(会長)

- ・法体系に基づく分類と質問項目という、そういう整理でよろしいか。

(委員)

- ・それもそうだし、一緒にしてしまうとそれぞれの問題が明確にならないことを理由として、選択肢を分けていただきたいということ。

(事務局)

- ・セクハラ、パワハラを分けて残すということを、なお再検討させていただいて調査にあたりたい。

(委員)

- ・私もその意見に賛成だ。もし設問を作るのなら、その他ハラスメントで括弧にして、具体的に何かを書いていただくようにすると、より調査ができるのではないかと思う。パワハラ、セクハラ、その他ハラスメントで括弧に具体的に、という形にすれば良いのでは。

(会長)

事務局で検討いただきたい。

(委員)

資料3-2の1ページ、問1-3のところ、性同一性障害と性的指向を一つにまとめられた。この理由について、少し違和感を感じたところがあるので、性的指向・性自認というように一つにまとめられた理由をもう一度お聞かせ願えればと思う。

(事務局)

このことについては、人権施策基本方針において性的指向・性自認を新たな人権課題として位置づけさせていただいたので、これに合わせた表現に修正させていただきました。

(委員)

この一つにまとめるということ、私の勉強不足かもしれないけども、多様性など色々言われているので、委員の皆さんにも意見を伺いたい。

(委員)

- ・特に成長期においては性的指向の悩みなのか、性自認の悩みなのか明確に判断しづらいという問題がある。例えば、自分が同性を好きなのか、あるいは身体の性が女性として生まれたが心は男性なのかというような、性的指向の問題か性自認の問題かが明確に分けられない問題が、特に発達段階である。
- ・そのため、性的指向・性自認に基づく偏見や差別の問題、というように扱うことが適切だと思うし、法務省の人権課題の中でも性的指向・性自認という形で置かれているので、それに合わせるという意味でも良いと思う。

(会長)

〇〇委員は、よろしいか。

(委員)

はい。

(委員)

資料3-3の1ページ、調査票の性別選択肢について、「1 男性」、「2 女性」、「3 その他」に変更することだが、「3 その他」は違うのではないかと強く思うが、詳しい委員がいらっしゃると思うのでご意見をいただきたい。

(委員)

- ・〇〇委員が言われたこと、よく理解ができるが、まずは男性と女性以外の選択肢を増やすこと、選択肢があるということが、男性、女性に当てはまらないという自認の方にとっては大事だと思う。
- ・「その他」の表記をどうするかについては、よくある一般的な形は「どちらにも当てはまらない」、「言いたくない」のような四択とする場合もある。
- ・それぞれの自治体等や調査内容によっても異なるかと思うので、そういう情

報も参考にご検討いただきたい。

(事務局)

- ・「その他」という表記がベストだと思っているものではなく、どのような表記にするのがよいのか、というところで「どちらにも当てはまらない」も選択肢かと思っている。男性、女性に加えて、それらに当てはまらない方に回答いただくことを念頭に置いた表記にしていたが、その他より適切な表現がないか、他県や市町村も参考にして考えてみたい。

(会長)

もう一度精査をお願いしたい。

(委員)

この調査は3,000人を選挙人名簿から抽出するとのことだが、前回の平成29年度調査では、10代の方は何%くらいいたのか。県民意識にも若い人の意見を取り入れるという言葉があったと思うが、この抽出方法は無作為なのか、または年代ごとにパーセンテージを設定しているのか。外国人の割合は何%か。

(事務局)

前回はたしか年代に応じてその属性に対する母集団を選んでいたのでと思う。10代の方何人に調査したかは手元にわかるものがない。申し訳ない。3,000人のうち回答いただいた方は1,604人だが、そのうち18歳、19歳の方は17名となっているので、2歳しか区分がなく、やはり多くはない状況になっている。外国人が含まれているかについては、ちょっとわからない。

(委員)

わかった。

県民意識とは何かというところが一番重要になってくる。そういったところを工夫できたら、分析の仕方や相関をどう採るかということもあろうかと思うが、母数が少なければ相関を採っても仕方がない部分もある。すぐに片がつかない問題だが、今後考えていっていただければと思う。

(会長)

設問に応じて分析対象を再精査することも必要になるのかなと思う。

(委員)

詳細に分析できればと思う。今まで調査、比較とも関わってくるので、すぐには片付かない問題かもしれない。

(会長)

分析の際には先ほどの意見も踏まえて検討をお願いしたい。

(委員)

- ・資料3-3の3ページ、問1-1のところ、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか」とあり、括弧には「基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあります」とある。この括弧の記載は、基本的人権を理解するために大事なことだと思うが、設問と結びつきにくい解説ではないかと思う。
- ・提案だが、基本的人権については憲法第13条にあり、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求の権利だという文言があるけれども、もう少し設問とつながる表現に変えてはどうかと思う。

(会長)

事務局で検討の余地はあるか。

(事務局)

- ・これまでの調査もこの内容で解説してきている。この解説を見て、「知っている」、「知らない」ということを回答されてきているので、ここを変えてしまうと、これまでと回答の出方が変わる恐れがある、回答への影響が懸念される。

(委員)

- ・歴史的にこの表現で調査してきていることを今知ったので、何とも言えないが、もう少しわかりやすく砕いて、人権とは人を大切にする、命を大切にする、皆が幸せになってもいいんだということだと思う。変えないにしても、そういうプラスアルファの部分があってもいいかなと思う。

(事務局)

- ・いただいたご意見も踏まえて、どのように記載するのが良いか、再度検討させていただきます。

その他

(会長)

それでは、本日の議題については以上とする。

次に「その他」になるが、委員の皆さまから何か伝えておきたいことはあるか。

(委員)

- ・私が人権啓発センターに関わってもう40年くらいになる。人権課題は増えてきていて、今年は新型コロナウイルス感染症でまた課題は増えている。これからの格差社会の中で、たくさんの人権課題が出てくると思う。
- ・予算についてだが、私が陳情的なことを言うのはおかしいが、課題は増えているにもかかわらず、予算は増えるどころか以前からすると3割、4割減っている。今は1億円を下回っている。
- ・県政の中で、人権課題、人権啓発の予算について、皆さんからも財政当局に強く訴えていただきたい。よろしくお願ひしたい。

(会長)

条例の趣旨に沿って必要な予算はしっかりお願ひしたい。

(委員)

これからも人権課題は出てくる。認識はしっかり持っていただきたい。
県政の中でも大きなウエートを占めるようお願ひしたい。

(会長)

人権については今注目を浴びている。予算対策についてもこれまで以上に頑張ってください。

これをもって、令和3年度高知県人権尊重の社会づくり協議会を閉会する。